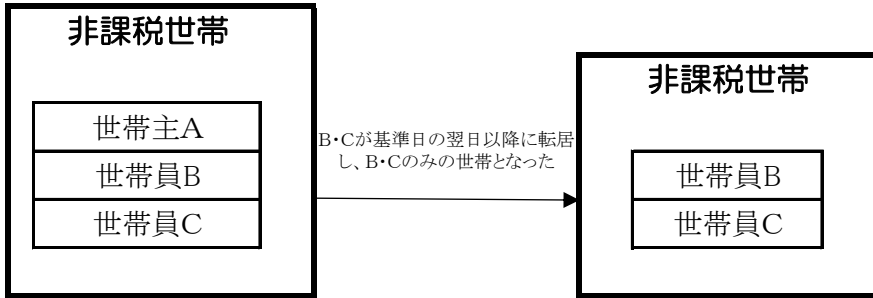
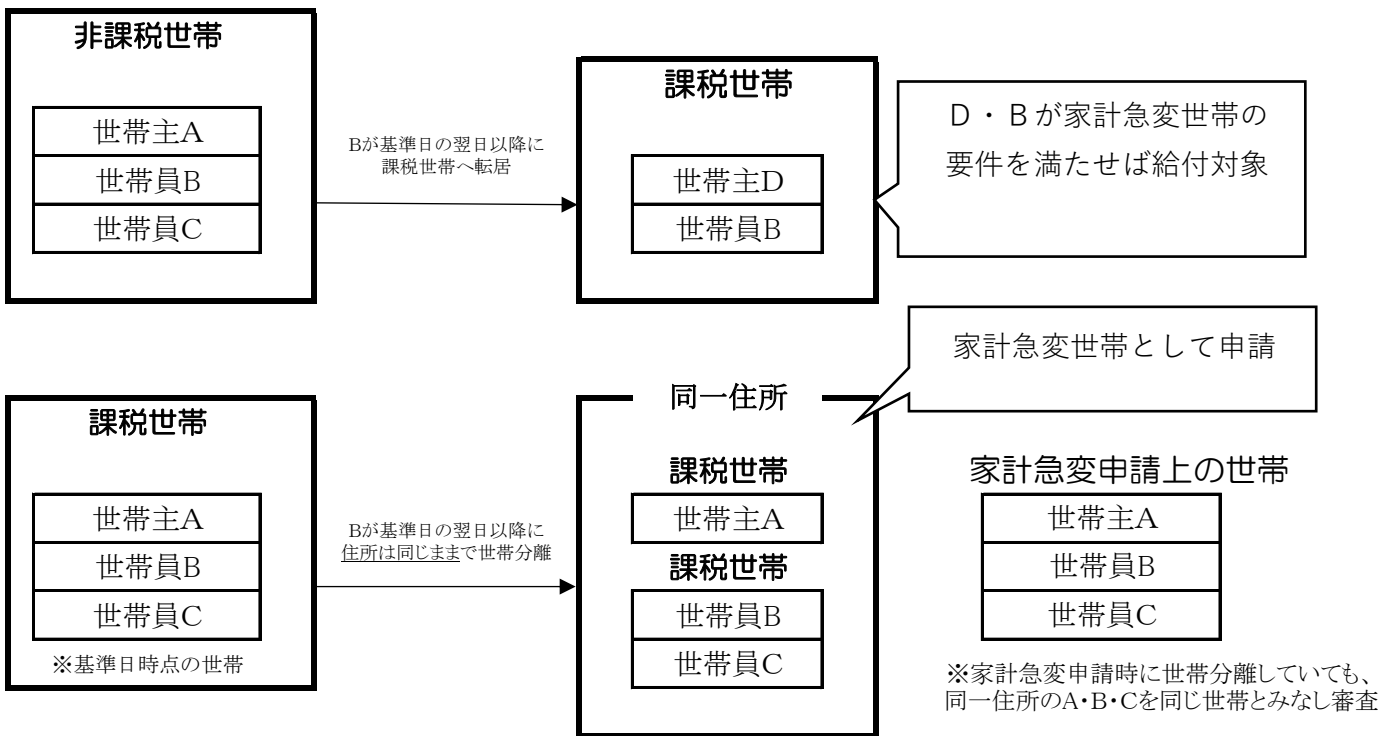


※『住民税非課税世帯』または『家計急変世帯』として給付を受けた世帯に属する方を含む世帯は、原則、再度給付を受けることはできません。ただし、住民税非課税世帯として給付を受けた世帯に属する方が、令和3年12月10日（基準日）の翌日以降に『住民税非課税世帯』向け給付の対象とならない世帯（課税世帯）に転居した場合は、世帯員全員が家計急変世帯向け給付の要件を満たせば、給付を受けることができます。

×家計急変世帯の対象とならない例



○家計急変世帯の対象となる例



※令和3年12月10日（基準日）に同一世帯だった親族が基準日以降に別世帯として同一住所に住民登録した場合（世帯分離）は、同一世帯とみなします。同一の住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合、もう一方の世帯は給付金を受けることができません。

※一度給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は対象になりません。





